

30	(16の2) 項	地下街			
消火器	消令10 消則 6	全 部	1 少量危険物、指定可燃物の貯蔵施設 2 変圧器等の電気設備のある場所 3 ボイラー、乾燥室等その他多量の火気を使用する場所		
大型消火器	消則 7	指定可燃物500倍以上			
屋内消火栓設備	消令11	一般 (内装条件あり)	(内装条件)		指定可燃物
		延べ面積150㎡以上 (300㎡、450㎡)	耐火・内装3倍 耐火又は準・内装2倍		750倍 (可燃性液体類を除く)
SP設備	消令12	一般			
		延べ面積1,000㎡以上			
		((6)項口の用途は、別に規制あり)	11階以上	指定可燃物	
	全部 (特定用途は全階設置)	1,000倍以上			
水噴霧、泡、CO2 等	消令13 ~18				1. 屋上部分のヘリ発着場等 2. 道路の用に供される部分で床面積が屋上部分で600㎡以上それ以外の部分400㎡以上 3. 自動車の修理又は整備の用に供する部分の床面積が地階又は2階以上200㎡以上、1階500㎡以上 4. 駐車に供する部分の床面積が、地階又は2階以上200㎡以上、1階500㎡以上、屋上300㎡以上 5. 昇降機等の機械装置による駐車場で車両収容台数10台以上 6. 電気室又はボイラー室等で床面積200㎡以上 7. 通信機器室で床面積500㎡以上
					指定可燃物1000倍以上
屋外消火栓設備	消令19				
動力消防ポンプ 設備	消令20				
自動火災報知設備	消令21	一般			指定可燃物
		延べ面積300㎡以上			500倍以上
		(2)項二、(6)項口は全部	1. 道路の用に供される部分で床面積が屋上部分で600㎡以上、それ以外の部分400㎡以上 2. 駐車に供する階のうち、地階又は2階以上で床面積200㎡以上 3. 11階以上の階 4. 通信機器室で床面積500㎡以上		

ガス漏れ火災警報設備	消令21の2	一般			
		延べ面積1,000㎡以上			
漏電火災警報器	消令22	一般	設置要件 鉄網入りの壁又は、床又は、天井(下地材が準不燃材以外)で造られた建物に限られる。		
		延べ面積300㎡以上			
消防機関へ通報する火災報知設備	消令23	一般	緩和条件 1. 消防機関から著しく離れた場所 2. 消防機関から歩行距離500m以下の近い場所 3. 電話がある。		
		全部			
非常警報設備	消令24	一般	地階、無窓階		
		収容人員50人以上	収容人員20人以上		
			放送設備(ベル又はサイレン)		
		全部			
避難器具	消令25		3階以上の階のうち、当該階から避難階又は、地上に直通する階段が2以上設けられていない階で収容人員10人以上		
誘導灯	消令26	避難口誘導灯	通路誘導灯	客席誘導灯	誘導標識
		全部			(1)項の用途部分
排煙設備	消令28	一般			
		延べ面積1,000㎡以上			
連結散水設備	消令28の2	一般			
		延べ面積700㎡以上			
連結送水管	消令29	延べ面積1,000㎡以上	1. 地階を除く階数が7以上 2. 地階を除く階数5以上で延べ面積6,000㎡以上 3. 道路の用に供される部分を有するもの		
非常用コンセント設備	消令29の2	延べ面積1,000㎡以上			
無線通信補助設備	消令29の3	延べ面積1,000㎡以上			
消防用水	消令27				高さ31m以上
					地階を除き、延べ25,000㎡以上